

法人税における取扱い（旅費規程・借上社宅・掛捨て保険）

1. 旅費規程（出張旅費・日当など）

【条文】

- ・法人税法第 22 条第 1 項

内国法人の各事業年度の所得は「当該事業年度の益金の額から損金の額を控除して計算する」と規定。

適正な旅費規程に基づき支給される旅費・日当は損金算入が認められる。

【通達】

- ・法人税基本通達 9-3-1（出張旅費の取扱い）

出張旅費や日当が「社会通念上相当」と認められる範囲であれば、給与課税せず損金算入可。

- ・法人税基本通達 9-3-2

旅費規程が明確でなく、実質的に給与と認められるときは役員給与等として取扱う。

2. 借上社宅（役員社宅含む）

【条文】

- ・法人税法第 22 条第 3 項

損金算入できる費用は「業務遂行上直接必要なもの」に限定。

【通達】

- ・法人税基本通達 9-2-5（役員に対する住宅の貸与）

役員に社宅を貸与した場合、本人から徴収する賃料が「相当額」（おおむね賃料相当額の 50%以上）であれば、給与課税不要。不足分は役員給与とみなされ損金不算入の可能性あり。

- ・法人税基本通達 9-2-6

社宅規程を整備し従業員に一律適用すれば福利厚生費として損金算入可能。

3. 掛捨て型保険（定期保険・災害保険など）

【条文】

- ・法人税法第 22 条第 3 項

保険料も「業務遂行上必要なもの」であれば損金算入対象。

【通達】

- ・法人税基本通達 9-3-5（生命保険料等の取扱い）

掛捨て型定期保険・損害保険などで、解約返戻金がない契約は全額損金算入可。

- ・法人税基本通達 9-3-6

養老保険など貯蓄性のある保険は保険料の一部のみ損金算入可。

・法人税基本通達 9-3-7

役員・従業員を被保険者とする場合、保険金受取人が会社なら損金算入可、役員・本人なら給与扱い。

4. 実務ポイント

- ・旅費規程：社内規程を明確化し、日当・宿泊費を明文化する。
- ・借上社宅：役員の場合は「50%ルール」を遵守、家賃相当額の根拠を記録する。
- ・掛捨て保険：解約返戻金のないものは全額損金算入可能だが、貯蓄性保険は慎重に。

5. 条文・通達 一覧表

対象項目	条文	通達
旅費規程	法人税法 22 条 1 項	法基通 9-3-1, 9-3-2
借上社宅	法人税法 22 条 3 項	法基通 9-2-5, 9-2-6
掛捨て保険	法人税法 22 条 3 項	法基通 9-3-5, 9-3-6, 9-3-7